

ようこそ

毎月10日発行
2024年4月7日発行
第10巻第4号
北インド版

Expatria
Mobility Redefined

すべての駐在員管理サービスを、
ワンストップで!

パンフレットはこちら



+91-95991-98955

お問い合わせください

enquiry@expatria.in

YOKOSO
04 2024 APR VOL. 111
無料



今月の特集

南インドのノンベジタリアン料理を味わい尽くそう!



メールでのお問い合わせは
こちらをスキャン



FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®

待ちに待った春を、
貴方と共に





マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

✉ manan.agarwal@krayman.com



菅原久子

✉ hisako.sugawara@krayman.com



ラジニッシュ・クマール

(Rajnish Kumar)
✉ rajnish.kumar@krayman.com



松田博司
日本国公認会計士

✉ hiroshi.matsuda@krayman.com

インド年金 (PF) 総合ガイド

適用証明書(COC)をお持ちでない従業員の方
適用証明書 (COC) とは、日本と社会保障協定を結ぶ国に派遣される従業員が、相手国での社会保障制度への加入を免除されるために必要な書類です。

インドでは、プロビデント・ファンド (PF) は従業員の重要な経済的セーフティ・ネットとして機能しており、1952年に制定された「従業員積立基金法」(Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act) によって管理されています。PFは、労働者の長期的な貯蓄と経済的安定を保証するものです。しかし、申請や雇用主間の移行のプロセスを理解することは複雑です。ここでは、転職時の移行を含め、インドのPF制度をナビゲートするための包括的なガイドを紹介します。

プロビデントファンド制度PF制度は、従業員 (20人) 以上の雇用主が従業員積立基金機構 (EPFO) に登録することを義務付けています。外国人従業員の場合、同制度の給付を受けるための給与制限はありません。雇用者と被雇用者の双方が、「基本給+親愛手当+残留手当+食事手当 (ある場合) の」12%をPF基金に積み立てます。

プロビデント・ファンド (PF) の申請

20人以上の従業員を雇用する雇用主は、従業員積立基金機構 (EPFO) に登録し、PFポータルに対象となる既存従業員および新規加入者を登録しなければなりません。PF口座を開設し、従業員の給与から拠出金を控除し、月次申告書兼Challanと申告書を提出します。従業員は入社時にForm-11に記入し、前職の詳細やその他の個人情報を申告する必要があります。また、

ノミネーションフォーム (フォームNo.2) をオンラインで記入する必要もあります。

転職時のPF移行

転職する場合。このプロセスには、新旧両方の雇用主に対するステップが含まれます。

ケース I : 新会社と旧会社の両方がインドにあり、両方の会社がPFの対象である場合

旧会社のPFポータルで従業員の記録が更新され、旧会社がPFポータルで最終勤務日を更新すれば、旧会社のPF積立金は自動的に新会社に移されます。自動的に行われなかった場合は、従業員は旧会社から新会社へのPF積立金の移管をオンラインで申請する必要があります (フォームNo.13)。

ケース II : 新会社と旧会社の両方がインドにあり、新会社はPFの対象外であるが、旧会社はPFの対象であった場合

新会社は PF 法の対象外であるため、PF 基金は新会社には移されません。ただし、PF積立額には毎年インド政府が公表する利率で利息が加算されます。従業員がPF資金が必要がなければ、PF資金を引き出す必要はありません。

ケース III: 従業員がインドで退職し、日本に帰国する場合:

従業員はオンラインフォームNo.19でPF資金の引き出しを申請する必要があります。日本へ帰国する前に、インドにいる間に申請することが望ましい。万が一、PF部門側または現在の会社側で何らかの問題が発生した場合は、弊社ジャパンデスクまでご連絡ください。

従業員年金基金 (EPS)は、拠出期間が10年未満の場合、オンラインフォームNo.10Cで引き出すことができます。拠出期間が10年以上の場合は、従業員年金基金 (EPS)積立金を一度に引き出すのではなく、毎月年金を申請する必要があります。

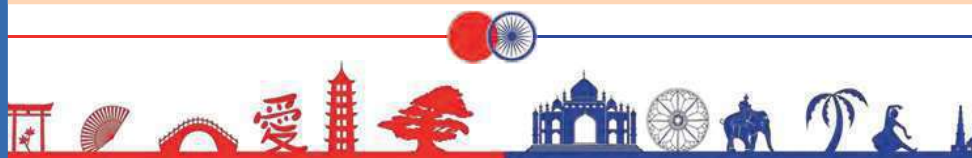
外国人従業員の脱退手続き

インド国外に居住する個人がPFを脱退する場合、インドの法律や規制を遵守し、それぞれの書類をオンラインで提出する必要があります。脱退手続きはオンラインで行うことができ、スムーズな手続きが可能です。出国する前に、PFのログイン認証情報を手元に用意し、オンラインで手続きを完了させる必要があります。適用証明書(COC)をお持ちの従業員の方2016年に発効された日印社会保障協定は、労働者の社会保障の

権利を確実に保護しつつ、両国間の労働者の移動を促進することを目的としたインドと日本の政府間の二国間協定です。

この協定の下で、日本からインドに派遣されて働く被保険者は、日本の厚生年金保険制度に引き続き加入することができます。つまり、インドで就労していても、日本の年金制度に加入し、給付を受けることができる。さらに、この協定は、これらの被保険者のインドの社会保障制度への加入を免除することを規定している。つまり、インドで働いている間、インドの社会保障制度に拠出する必要はない。これらの従業員は、インドにある会社に被保険者証明書を提出する必要がある。この被保険者証は日本の厚生年金保険制度から発行されます。

クレイマンにしまして:KrayMan Consultants LLP (KrayMan) は、グルグラムに本社を置き、インド全土の日系クライアントにサービスを提供している会計・アドバイザーファームです。インド進出、会計、保証、税務、規制、トランザクション・アドバイザー、M&A、法務、人事・給与サービスなどに特化しています。私たちは、勅許会計士 (CPA)、会社秘書、弁護士、MBAで構成されるプロフェッショナルチームです。詳細については、弊社ウェブサイト www.krayman.com/jp をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡ください。



発行部数
5,000部/毎月



+91-96000-89561 (日本語)
+91-83770-11095 (英語)